

## プロジェクトマネジメント業務委託（その2） 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

本実施要領は、プロジェクトマネジメント業務（その2）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の目的

別途発注予定のプロジェクトマネジメント業務委託（その1）では、各事業で策定される基本構想・基本計画などについて、事業間における技術水準と精査レベルを維持させることを目的に民間の最新の知見・技術力を取り入れた高度な科学的助言等の支援（以下、技術支援という。）を行う予定である。

なお、技術支援においては、施設の配置や動線等を検討する際に周囲へ与える影響（景観や日影等）を様々な視点で検証し、円滑な調整を行うことが重要である。

以上のことから、本業務では効率的な技術支援を行うために3Dモデルデータおよび空間を取り込んだ多機能3Dアプリケーションを構築し、新たなデジタル技術により景観や日影規制等の見える化を行うものである。

### 3. 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

プロジェクトマネジメント業務（その2）（以下「本業務」という）

#### (2) 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

#### (4) 委託上限額

10,428千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を限度とする。

### 4. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主業務又は従業務にQ2(電算業務)を登録している者で、主な取扱品目・業務内容で「①システム開発」もしくは「②電算業務委託」の登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続

開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす

## 5. スケジュール

日程	内容
令和8年4月1日（水）から	公募開始
令和8年4月1日（水）から 令和8年4月6日（月）午後5時まで	質問受付
令和8年4月1日（水）から 令和8年4月14日（火）午後5時まで	資料の閲覧
令和8年4月14日（火）午後5時まで	参加申込締め切り
令和8年4月28日（火）午後5時まで	企画提案書の提出締め切り
令和8年5月13日（水）までに連絡	結果の通知

## 6. 手続き等

(1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室 県土・施設企画課 事業係（奈良県庁本庁1階）

電話番号：0742-27-8809（直通）

E-mail：shisetsu@office.pref.nara.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の配布

① 交付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月14日（火）午後5時まで

② 交付場所

6（1）の担当課及び県土・施設企画課のホームページにて配布する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を除

く。

(3) 説明会の開催

本プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

(4) 質問及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

①受付期間

令和8年4月6日(月)午後5時まで

②質問方法

質問書(様式7)により担当課あてにメールにて提出すること。送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

③回答方法

質問に対する回答は、質問の要旨と併せて県土・施設企画課のホームページに掲載する。(令和8年4月9日(木)掲載予定)

なお、質問者名の公表及び質問者への個別回答は行わない。

※当該質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪又は電話による質問に対する回答は行わない。

(5) 参加申込

公募型プロポーザル参加希望者は、以下の書類を期限までに6(1)の担当課に提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 配置予定技術者に関する報告書(様式3)

② 提出期限

令和8年4月14日(火)午後5時まで

ただし、受付は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、県の休日を除く。

③提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「参加申込書在中」と朱書きすること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

※参加申込書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、速やかに6(1)の担当課に連絡するとともに、令和8年4月28日(火)午後5時までに、参加辞退届(様式6)を持参、郵送にて提出すること。

(6) 企画提案書の提出

以下の提出物を6(1)の担当課に提出すること。

① 提出書類

次の各号に掲げる事項を記載した書類を7部(正本1部、副本6部)提出すること。(提出用紙サイズは、A4版縦長とする。)

※正本1部には事業者(会社)名を記載し、副本6部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業

者を特定できる情報を一切記載しないこと。

ア 企画提案書（表紙）（様式4）

イ 企画提案書（本体）（様式任意）

ウ 企業および配置予定技術者の経験および能力（様式5）

エ 見積書（様式任意）

・見積額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。

・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

・見積額は、3（4）の委託上限額の範囲内とすること。

## ② 企画提案に係る留意事項

ア 提出できる企画提案書は、1提案者につき1案とする。

イ 企画提案書（本体）は20ページ以内とする。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書の取り扱いは以下のとおりとする。

・企画提案書は委託業者を特定するために必要な範囲で複製する。また、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき、開示する場合がある。

## ③ 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで

ただし、受付は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、県の休日を除く。

## ④ 提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。企画提案書について、提出後の追加及び修正は認めない。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

## 7. 選定方法等

### (1) 評価基準

別記「プロジェクトマネジメント業務委託(その2)に係る事業者審査基準」に基づき評価する。

### (2) 評価方法

提出された企画提案書等について、書類審査を行い評価基準に基づき評価する。

### (3) 候補者の特定方法

①審査会において、業務理解度、企業および配置技術者の経験および能力、実施体制・実施スケジュール、提案内容及び事業費内容について総合的に評価し、最も高い評価を受けた者を委託候補者として特定する。ただし、各委員の合計得点の平均が6割以上でなければならないこととする。

②最高点の者が複数いる場合、見積額の安価な提案者を委託候補者として特定する。

③提案者が1者のみの場合は、全委員の得点が6割以上で、かつ審査会により承認されたものについて、当該提案者を委託候補者として特定し、6割未満の場合は再度公募を実施する。

### (4) 結果の通知

企画提案書を提出した者には、書面（郵送）で特定又は非特定の通知を行う。（令和8年5月12日（火）を予定）

#### (5) 選定結果の公表

選定結果について、企画提案者ごとの得点をインターネットの県土・施設企画課ホームページに公表するものとする。ただし、企画提案者名については、最優秀提案者以外公表しない。

### 8. 契約

(1) 本業務の委託については、7(5)の特定の通知を受けた者と、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、県との協議により修正・変更を行う場合がある。

(2) 企画提案にあたって、次のいずれかに該当する場合は契約の相手方とせず、また契約後にあっては契約を解除する。

- ① 企画提案書等に虚偽の記載、申告があった場合
- ② 企画提案書に実現可能性がない内容が含まれていた場合
- ③ 業務遂行の意思が認められない場合
- ④ 業務遂行の能力がないと認められる場合

(3) 協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が上記理由等により取消となった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

(4) 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を6.(1)に記載の提出先に電子メールで提出してください。

### 9. その他

(1) 実施要領の承諾

企画提案に応募する者は、参加申込書の提出をもって、本要領のすべての記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「4. 参加資格」の提案者の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合していないとき。
- ④ 提出書類に虚偽があったとき。
- ⑤ 提案書提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

(3) 参加資格の喪失

参加申込書の提出後、契約締結までの期間に入札参加停止等となった場合には、以後の本件手続きに関する参加資格を喪失する。

(4) 書類作成の経費

企画提案書を含め提出書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 契約条件等

契約者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付すること。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、契約保証金を免除する。

(6) 委託費の支払

本業務の委託費は、事業完了後に県が検査を行い、適正と認められた場合に支払うこととし、前金払及び部分払は行わない。